

をほとんど拡張していくつもりはございません。やはり最低限に、国民の方々の側から見まして、言ひならば、年末のお年玉、助け合い運動式のものから出発してあることは事実でございます。また、さような性格にできるだけ近いものを主としていきたいという気持ちはあるわけでございます。

したがって、たゞいま御指摘になりましたように、學術の振興その他もろもろの方面へこれを広げるといふ気持ちは現在持っております。また、さようなことはすべきではないというように考えております。

○小澤(貞)委員 このお年玉つきのほうは別として、寄付金つきで寄付を分けてやろう、こういうことを郵政省がやらなければならぬという本来のその積極的な理由、これは一体何ですか。

私は、お年玉つきで、日本の生活というか、そういう習慣から、まあ日ごろおぼたしている者に一年に一ぺんくらいはあいつ状をやるうじやないか、こういうことは本来の仕事だろと思う。だけれども、寄付金をつけて、そしていふ言うように、あるいは厚生省、文部省、運輸省かと思われような、あるいは自治省かと思われような仕事まで積極的にやらなければならぬというその積極的な理由、その理由は一体何でしょう。

○小林國務大臣 私は、基本的にはいま小澤委員の御意見は非常にごもっともなところがあると思っております。

ただ、こういうことを始めたときに、寄付を集めるには、やはり国民が寄付したというふうな意識があまりなしに、ある程度お金が集まる、こういうことで、やはりはがきにくっつけるということとはあんまりこの苦痛を与えないのです。そしてある程度まとまった金が集まる、こういう効果があるので、私はこれはよからうと思ひます。しかし、集めたならば、とにかくだれかにやらなければならぬ。国民がこれは寄付をしたい、こういうことで集まった金でありますから、寄付の配分をどこかでしなければならぬ。だからして、こ

れはだれがするかという問題になつてくるわけです。たまたまいままでは募金管理会、こういうものがあつたが、いまお話しのように、四億五千万くらいの金をそんな特別な機関までつくつて、そして重役さんまで置いてやるほどのあれがあるまい、こういうことで、やっぱり一つの便宜手段として、集めたところでもつてこれはやる以外にならう、こういうふうなことで、私は、本質的にそういう権限があるとか、あるいはそうしなければならぬということは思ひます。しかし、そういう集め方については、やはりこれが一つの方法であらう。集まったものをだれに分けるかということになると、一つの便宜論として、郵政省がやる本来の仕事とは私はそう縁がないということでありまして、基本的には、御意見に私は大体同感のところがあるのですが、とにかくいま現にやつておる。

それで私は、実は、もし大臣でなかつたら——當時も私はこれに反対であつたのでありますが、そういうことでありまして、いまはとにかくこれをやつておる、やつておつて集まつたと思はれ、だれに分けるか、こういうことで、一つの便宜手段だ。郵政省本来の固有の業務なんということを私は思ひます。さようなことで今日私はひとつ御了解願つておきたいと思ひます。

○小澤(貞)委員 私はこの創立された當時の事情はよくわからぬが、いまから想像してみれば、終戦後、いろいろな社会福祉やいろいろの予算がないからというふうな条件があつたんじゃないか。だから、まあはがきでも一円くっつけてやれば、そのほうが集めやすい、こういう一つの當時の社会的な条件に依つた一つの方法としてこういうものが始まつたに違ひない、こう私は思ひます。だから、今日になれば、あの終戦後のようなあつた社会経済的な諸条件というものはない、なつちやつておるんじゃないか、そういうふうに考えるわけだ。

それで、今日においても、その経済的、社会的条件においては前段の、年に一ぺん日本人の習慣としてお年玉つきの郵便はがきを発行しようじやないかという使命といふものは私は残つてゐるんではないか、こう思ひます。しかし、後段の、郵政省が本来の業務でもないようなものを、終戦後の社会福祉事業等が金がなくて困難であつた當時のその遺物を、その遺産をそのまま引き継いで今日においてもやつていく必要はたしてあるだろうか、こういうふうに、私は疑問をます第一に感ずるわけだ。

この二つ別な性格のものをくつつけたものじゃないかというふうな、そういう考えはどうでしょう、この法律は。

○小林國務大臣 これはもうお話しのとおりでありまして、異質なものにくつついておる、こういうことであります。だからして、この委員会でも、こんなことをやめたらどうか、寄附金つきのはがきはやめたらどうか、こういう意見が出ておるので、私も、できるだけやめたほうがいい、郵政省はこういう余分なことはせぬでもいい。ただ、寄付金そのものはわりあいこれで集めやすい、その苦痛がなく集めやすいというのとまあこんなことをやつておりますが、たとえはお年玉そのものをもうやめたらよからう、こういう意見が相当あるのでありまして、私も一部同感をしておるのであります。

ただ、いまお年玉はがきというものは、まあ長い間経過をしまして、一つの国民的行事になつてゐるんじゃないか、お年玉はがきそのものが、とにかくわすれがかりの景品をつけるわけでありませんが、それでも一般庶民にとっては何がしかのひとつの刺激になつておる、国民的な行事の一つになつておる、こういうふうなことも考えられるのでありまして、配分そのものについては、もうお話しのような疑点が必ず出てくるのであります。集めることと多少の賞品をくつつけるということについては、まだこの際捨てがたいものがあるんじゃないか、こういうふうな感じを持つておるのであります。

それで、いまの寄付金つきの問題は、御承知のように東京オリンピックの際、あるいはガン切手を出しました。ああいうふうなことでもつて特定の目的のためにやつたものがあるわけでありまして、寄付金つきというものは、そういう特定の目的のために別にしておるわけでありまして、これでも、もうできるだけひとつお断わりをしたいというふうには私は考えておるのであります。実は、最近におきまして、万国博覧会の問題あるいは札幌の冬期オリンピックの問題等、いま非常に要望が——幾らでもこれだけだければ非常に簡単にいただける、こういうことでもつて、とかくどうも、これに便乗というところがあります。これでもつて集めてもらいたい、こういうことがありますが、私は、いまお話しのように、こんなことは郵政省としては余分な仕事だといふふうに思ひます。ですから、できるだけやめたい、そうして、やがてはお年玉はがきについても考えたらどうか、こういうふうには私は思ひます。いまあなたがおられるような趣旨には私は反対ではないのでございます。

○小澤(貞)委員 いま少し質問しておきます。お年玉のほうは、私は大臣と違つて、これはいいじゃないか、こつちのほうだけは分離して、日本人の生活からいってこれは続けてもよさそうないやうな気がします。それによつて郵政事業が発展し、はがきの売れ行きがよくなつたり何かすれば、これはこれで私は別個の法律として残す必要がある、ところが、後段のほうの寄付金つきのものを売つて、まるで文部省のやることまでお手伝いをしたり、厚生省のやることまでお手伝いを

なつておる、こういうふうなことも考えられるのでありまして、配分そのものについては、もうお話しのような疑点が必ず出てくるのであります。集めることと多少の賞品をくつつけるということについては、まだこの際捨てがたいものがあるんじゃないか、こういうふうな感じを持つておるのであります。

したりというよりなことを、本来の業務だけでも忙しい郵政省が何れこれをつけていく必要はないのだ、こう思っていたのですが、いま大臣が、そういうものについても検討したいと言ったし、個人としてはやめたいというふうなお話があったから、私はこれ以上質問を続けてもしようがないと思うのだけれども、そういうことから考えると、これも私はおかしいのじゃないかと思う。

たとえば、郵政省設置法の第三条の二項のほうですかね。電電公社とかNHKの料金を集める、こういうことは、向こうから委託され、契約を結んでやる、手数料を取って料金を集めてやってやる。委託されてやってやるわけでしょう。だから、この法律の後段のほうの、寄付金を集めて、そうして集めた額をおまえの団体のほうでそれはいいように使えといつてやるならば、集めた金というものを委託された団体から取って、集まった金はおまえのところでどぞといつてやるのが私は本来だと思ふ、もし委託されてやるのならば、社会福祉事業や、そういうものの増進の目的のためにどうしても必要だ、こういうものは今後残さなければいけないということになれば、共同募金委員会だか共同募金会だかが厚生省のそういうところから委託されて、ひとつどうでしょう、売っていただけませんか、これだけ売りましたから、手数料はこれくらいいよこさない、そうして集まった金はおまえのほうにやるぞ、おまえのほうはそれを一般の共同募金と同じような方法で分配しろ、こういうようなシステムにするならば、これも正常ではないが、郵政省はNHKの料金を委託されたら何かにしてやると同じように、委託業務としてやるべきものではなからうか、こういうふうには私は考えるわけです。

そういうふうにするならば私は本来の仕事だと思ふのだけれども、第七条の新しい二項はこういうふうにしてあるのですね。「郵政大臣は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額

から、当該寄附金つき郵便葉書等の発行及び売りさばき並びに同項の規定による取りまとめのため郵政省において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特に要する費用の額を控除するものとする。」こういうことは、郵政大臣は自分で寄付金つきのほかを発行をして

おいて、そうしてそれに特に要した費用を自分で適当に取ってしまつておいて、そしてそれを今度自分たちのいわゆる配分の方法、その監査をする方法、そういう費用については一・五%といふまぜをはめておいて費用の額をきめてやるわけですね。そして残った額を今度また郵政大臣が分けてやる。これは、大臣が自分でやるからそういうことになつてしまふと思ふのです。NHKの委託料金みたいなやれば、これだけ集めてきて、これで契約料金は幾らだぞ、一件集めて幾らだぞ、こういうことで、手数料よこせ、もらいました、集まった金はそちらへやります、こういうことだと思ふのです。だから、共同募金会なり何なりから四億枚ぐらい売つてもらうとか五億枚ぐらい売つてもらうとか、売つてくれないとか契約ができて、そのくらいなら売れるでしよう、やりましよう、その手数料はこのくらいよこせ、やりましよう、こういう契約になつて、集まった額は募金会なら募金会へ回してやつて、その配分等は本来の募金会のほうへやらせていけば——もしどうしても寄付金つきのほかの使命が残つていふとするならば、そういうふうにするのがこれは正常な形ではなからうかと私は思う。この問題ははどうでしょう。

○小林国務大臣 これは、いまのように配分先が共同募金会一つ、委託者が一つに限定されているというところになればそういうこともできますが、いまのこれを差し上げておるところはいろいろな団体でありまして、共同募金会のほかにおよそ幾つか、相当のものがあつて、それがあつて、だれさんから頼まれて、そしてこれを委託を受けて出

すのだというふうなわけにはまいりません。したがつて、いまのようなことは、趣旨としては非常にけつこうだが事実上できない。

それから、これは役所のなわ張り争いがあるのか、皆さんのほうは皆さんのほうで異論がありましようが、自分で相当苦労して集めて、そして適当なその配分を、委託するところがなければ自分でひとつやってみよう、こういうふうな気持ちになつてもひとつ御了解いただけるのではないかと

いふに、共同募金会そのものが一昨年来いろいろの問題を起してござりまして、あそこへそのまますくくりをお願いするのいろいろの問題があるものでありまして、この点は、厚生省は自分のほうへくれと言つておりますが、はたしてわれわれの期待するようない仕事をやつてもらえるかどうかといふことについても多少の疑問が一昨年来からあつた、こういうこともあるものでありまして、私は、理論的にはおつしやるのは無理はないかと思ひますが、実際問題としていまのような結論になる。

だから、私としては、実は人にやらせればいいのじゃないかといつても、あまり適当なものもないし、それからもう一つは、これは御存じのようない仕事でありますから、せつかく集めたんだから、集めたところで多少口も出せるように、といふふうなこともあつたといふことにひとつお考え願ひたいと思ひます。

○小澤（貞）委員 こんなことは青筋を立ててえらい論争をするようなことじゃないと思ひます。ただ、大臣に私はいつもこういうことを要望したいと思ふのだけれども、お役所というものは、いままですつとやつてきていることを、またそれを拡大すると縮小するやうな方向へ行くと、局長だとか部長だといふものは、もうまるで悪い局長だ、悪い部長だと思はれるやうな錯覚におちいつていふと思ふのです。こんな技術革新時代で、もう国際化の時代になつてきたときには、いままですつていふこと

を、何とかやめようじゃないか、改めようじゃないか、こういう頭の切りかえが必要だ。これは何も郵政省ばかりじゃない、政府の中、全部そうだと

思ふ。電電公社のことを質問したりNHKのことを質問したりするときは私はいつも言うのだけれども、旧来やつてきたことを拡大するとも縮小をやるといふ方向には役人は絶対に動かぬ。それを、いままですつてきたことをあなたの立場でやめてしまつとか、きのうまでやつてきたことを全然改めて新しい方法でやるのかという感触というものを局長なり部長なりに与えるといふことは、私は非常に重要なことだと思ふので、そういう意味において、私はこんな四億五千万や五億のお年玉はどつちでもいいんだけれども、どうして役人はマ

ンネリズムというか、みな保守的になつてしまふのか。これは産業経済の発展の中で、私は役所のシステムほど保守的なことはないと思ふ。それを墨守しよう、こういうことがいつても役人の考えだと思ふ。これはお年玉だけの、郵務局だけのことじゃないですよ。電電公社であろうと何であらうと、ここへ来ていろいろ見ると、そのたびに感じておる。民間の産業経済の発展、それに即応する管理体制の変革と比べるとあまりにもおくれ

い過ぎるといふことを始終感ずるのです。そういう意味において、きのうまでやつてきたこともばつとやめてしまふやうな奮勇をふるわせる、こういうことを大臣は始終やらなければならぬのではないかと、こういうふうに考えるわけ

です。○小林国務大臣 これはごらんになつていただければわかりますが、たとえば郵便募金管理会を廃止するといふのはそうやさしいことじゃありません。ここに重役さんが四人もおりまして、郵政省の天下りとは申しませんが、それをやめるといふことだつてやさしいことじゃない、相当な抵抗があつたことは御想像がつかます。したがつて、これをやめて、そういうものをなくして、郵政省が人員の増加をしないでこれをやるやうなことは、非常な前進だ、こういうことでありまして、

いまおっしゃることに關しては、郵政省はむしろ勇断をもつて当たつたというように私は申し上げられるのではないかと思います。

○小澤(眞)委員 厚生省から来ていたいておりますので伺いますが、厚生省の基金は年間どのくらいになつておりますか。社会福祉事業法に基づく共同基金というのは、年間どのくらいになつておりますか。大体の数でけっこうです。

○大和田説明員 いま正確な資料はございませんが、四十一年度におきまして民間からの資金、これはお年玉、それから競輪、競艇、こういったものを入れて約二十億強でございます。

○小澤(眞)委員 その内訳を、お年玉が幾らで競輪は幾らで競艇は幾らで、一般の赤い羽根で募集するの幾らか、大体のところをよろしいですか。

○大和田説明員 お答えいたします。
自転車、自動車振興会につきましては十二億でございます。それから船舶につきましては約七千万、それから年賀はがき配分金につきましては約四億二千万、共同基金につきましては五億六千万でございます。

○小澤(眞)委員 共同基金でやつたものについての配分その他については、ませがあるかないかという事です。制限というか、そういうものがあるかどうか。共同基金でやつた募金五億六千万で、それうちのものを配分するには、ある法律で定められたワケというのがあるでしょう。

○大和田説明員 所管が実は私どもの課ではないものでございまして、その条件を正確に私も把握しておりません。庶務課のほうの所管でございます。

○小澤(眞)委員 共同基金の配分では、社会福祉事業法第七十八条の第一項には「共同基金は、社会福祉を目的とする事業を営む者以外の者に配分してはならない。」その次は「国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。」、こういうことですね。

国及び地方公共団体はこの配分について干渉し

てはならない、それはいいですね。それまでは法律に書いてあるから、所管でなくてもわかるでしょう。その第二項の国及び地方公共団体は干渉してはならないという事は、一体どこからそうなったのでしょうか。

○大和田説明員 これにつきましては、民間からの基金でございますので、当然民間の自主性を尊重するといつたてまえに立たざるを得ないものでございまして。したがって、公の国並びに地方公共団体が特にこれにつきまして指図をするという事になつてしまつては、この募金の、あるいは配分の趣旨からいたしまして、趣旨に沿わないというふうな意味合いからこの条文ができておるものといふふうに考えられます。

○小澤(眞)委員 この国及び地方公共団体が、募金したものに干渉してはいけないということとは、民間の集めたものだから民間に自由にやらせよ、こういう趣旨だけ、それだけでですか。

○大和田説明員 当然これは民間で自主的に正当な配分が行なわれる、これを前提にしておるわけでございます。

○小澤(眞)委員 そうすると、郵政省でやるのは、いままでの、名前は募金管理委員会だったか、そういうものでやるのは、比較的、みんなが集めたものをそういう自主的な立場でやらせようという事で国が干渉することにならないわけなんだが、今度の改正によれば、まるまる国がやる、こういうわけですか。大臣がやろう、こういうわけですか。

いいですか。同じ社会福祉事業を推進しようというのに、片方は国は干渉してはいけないといつておる、法律でまづめてあるわけですか。ところが、今度は郵政大臣がみづからやろう、こういうように法律を改正していかうというわけで、若干、その行き先やその他に、性格は違ひかもしれないけれども、まるで背中向きのような方向に改正していくという考えです。どうでしょう、その間のことは。

○倉山政府委員 旧法、つまり従来の法律におき

ましても、配分団体の決定につきましては、先ほど大臣からも御説明いたしましたとおり郵政大臣が決定権を持つておるわけでございます。これは御案内のように、この寄付金の性格が一枚一枚のはがきの、つまり一円の累積でございます。国、民多数の善意に対して、やはり郵政大臣がその善意にこたえるような信託の義務を負つておるといふところから大臣に決定権が付与されたというふうに考えるわけでございます。

したがって、ただいまの条文の関係でございますが、これは厚生省が主管でございますけれども、先生いま申しましたような性格のものではないわけでございますので、この一般の公募の場合につきましては、ただいま御指摘になつたようなことは直接関係はないというふうに考える次第でございます。

○小澤(眞)委員 厚生省にお尋ねをするけれども、施設や何かつくるのに郵政大臣のほうで配分してやるわけですね。そのあと、また運営なんかは厚生省でめんどうを見なければいけない、こういうことになるわけですね。

われわれしつと考へておれば、郵政省という所管外のところでもつて、あそこの養老院をつくるのか精神何とか施設をつくるのか知らぬが、そういうところの施設では五百万から五百万のうち六割はやりましようといつて、三百万募金の中からは郵政大臣はやりましよう、こういうことになる、厚生省は、あとのめんどろとかそういうものは厚生大臣が見なければいけない、こういうことになるわけですね。これは行政の一元化の上から好ましいことじゃない、こう私は思ふのです。だから、集まつた金を厚生省に渡して、これよりまよくやれよ、あるいは共同基金をやるからやれよというように一元化したほうが筋が通つたことじゃないか、こう私は思ふのです。これは厚生省どうでしょう。

○大和田説明員 現在、御承知のように、社会福祉施設に対します配分につきましては、共同募金が一括して配分団体ということになつておるわ

けであります。そういうように、配分団体といつたしまして共同募金が一括して募金の配分を受けまして、共同募金が各社会福祉施設に対して配分を行なうということになりますれば、ただいま先生の言つておられるような御趣旨は満たされるものであるといふふうに私は考えます。

○小澤(眞)委員 そこで私は、その厚生省のほうの社会福祉事業法に基づく共同募金の配分の行き先と、郵政省のほうは、文部省の研究機関式のものにまで、今度はまた運輸省でやらなければいけない、こういうことなので、その対象が必ずしもラフしてないから私はそこはうまくいかないと思ふのだけれども、そういうようにどんどん拡大していこうという郵政省の意図、それがどうしても私は気に食ふことだと思ふのです。

こういうことは、もう最初から言つたようにやめたほうがいいと思ふのです。このよその権限のことばで郵政省がくちばしをいれるような、複雑した二元行政みたいなことになつていくことは好ましいことじゃない、なるべくそういうような機構は縮小して、委託されたら、しやうがないから委託料を取つてやつてやつて、そつちへ集まつた金を返してやる、こういうことのほうが、機構を簡素化して、人を少なくし、業務を拡大しないで済んで二元行政もなくなつて簡単にいくじやないか、こういうことなんです。これはどうでしょう。

○倉山政府委員 第一点につきましては、先ほど申し上げましたように、言うならば、年末の歳末助け合的な性格のものから出発してありまして、それにてできるだけ近い性格のものを現在の法律にも盛り込んでありますし、交通事故の応急的な救済につきましてもさういふ趣旨であるわけでございます。あるいは特殊指定もさういふでございます。したがって、これをいろいろと、先ほど来議論のございますような無限の方向に拡大するといふ気はないわけでございます。またさういふすべきでないと思ひます。

○大和田説明員 現在、御承知のように、社会福祉施設に対します配分につきましては、共同募金が一括して配分団体ということになつておるわ

けであります。そういうように、配分団体といつたしまして共同募金が一括して募金の配分を受けまして、共同募金が各社会福祉施設に対して配分を行なうということになりますれば、ただいま先生の言つておられるような御趣旨は満たされるものであるといふふうに私は考えます。

○小澤(眞)委員 そこで私は、その厚生省のほうの社会福祉事業法に基づく共同募金の配分の行き先と、郵政省のほうは、文部省の研究機関式のものにまで、今度はまた運輸省でやらなければいけない、こういうことなので、その対象が必ずしもラフしてないから私はそこはうまくいかないと思ふのだけれども、そういうようにどんどん拡大していこうという郵政省の意図、それがどうしても私は気に食ふことだと思ふのです。

こういうことは、もう最初から言つたようにやめたほうがいいと思ふのです。このよその権限のことばで郵政省がくちばしをいれるような、複雑した二元行政みたいなことになつていくことは好ましいことじゃない、なるべくそういうような機構は縮小して、委託されたら、しやうがないから委託料を取つてやつてやつて、そつちへ集まつた金を返してやる、こういうことのほうが、機構を簡素化して、人を少なくし、業務を拡大しないで済んで二元行政もなくなつて簡単にいくじやないか、こういうことなんです。これはどうでしょう。

○倉山政府委員 第一点につきましては、先ほど申し上げましたように、言うならば、年末の歳末助け合的な性格のものから出発してありまして、それにてできるだけ近い性格のものを現在の法律にも盛り込んでありますし、交通事故の応急的な救済につきましてもさういふ趣旨であるわけでございます。あるいは特殊指定もさういふでございます。したがって、これをいろいろと、先ほど来議論のございますような無限の方向に拡大するといふ気はないわけでございます。またさういふすべきでないと思ひます。

○大和田説明員 現在、御承知のように、社会福祉施設に対します配分につきましては、共同募金が一括して配分団体ということになつておるわ

それから、先ほど大臣もお答えになりましたのでつけ加える必要はございませんが、郵政省が委託を受けたという考え方もございますが、言うならば、これは通り抜けの形で、ただ一定の期間郵政省が保管いたしまして、そうして、寄付の受給団体が要望しておりますところの、できるだけ早い時期に寄付金をもちょうというようにことを考えますと、やはり通り抜けで、振りかえで送金をしまして、そうして、その送金が多まったものを郵政省が寄付受給団体の要望にこたえて早く配分してやるというほうが妥当ではないかというふうに考えます。

そのほか、いろいろ法律上の問題もございまして、それにつきましても省きます。

○小澤(員)委員 それでは、時間もなし、大臣からも先ほど御答弁いたしまして、できるならばなるべくやめる方向で検討したいということなのでも、もう一回私は、主として意見になりますけれども、この法律は二つの意味があつて、お年玉はがきを売るという方向については、私は続けていくべきだ、それについても改善する余地があると思うのです。きのうかおととい、上林山委員ですか、発言したように、何かトランジスタとかハーフカメラとか、そういうものはやめて、なるべく郵政省の中でまかなう切手等によつて、しかも一等、二等などというものは、三、四、五等程度のものだけでいいじゃないかというように意見もあるが、そういう改善の余地はあるにしても、お年玉のはがきを発行する法律、こういう性格のものは継続すべきだという私は考えを持っております。

もう一つ、この寄付金つきのを発行して、しかもその配分をすることまでつけ加えたような、こういう方向はやめちまつたほうがいい。これはもう郵政省の仕事じゃない。それよりは、郵政省は郵便を早く配達するとか、本来の仕事に邁進して、そういうものに余分な手間ひまかけたり、しかも厚生省の所管する監査をしなればいけないようなところを持つていつて——今度は募金管理

会が監査に行くのでなくて、郵政省の職員が監査に行くわけですね。だから、当該施設にとつては、厚生省から運営その他の監査に来てみたり、施設の監査については郵政大臣のほうからも来てみたり、こういう二元行政みたいなことはなるべくやめたほうがいい、こういうふうに私は考えるわけですね。寄付金のほうはまず全廃したほうがよからう、もしやるんだとしたら、本来の姿に戻して、共同募金会だか委員会だかのほうから委託をされて、委託手数料を取つてやつて、集まったものはそちらにやつてしまふ、そういうふうな簡素化された方向に持つていつたほうがよからう、こういうふうに考えるわけです。最後に大臣、この辺も一回お答えいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○小林(明)委員 御意見のことは非常にごもっともな点がありますので、よく検討してまいりたい。ことに寄付金つきのものは、私は近い将来廃止したほうがよからう、こういうふうに考えておりますから、お年玉はがき関係も、来年の発行分からはまたいろいろの面において改正を加えたいということと検討していただきますから、このほど上林山委員から言われたようなことも、ひとつ何とかやりたい、こういうふうに思っております。

○小澤(員)委員 質問を終わります。

○古川(員)委員 中野明君。

○中野(明)委員 いま小澤委員から相当突つ込んでお話をいただきましたが、私も同感のところが多々ありますので省略しまして、いま大臣のほうからは是非について御意見もありましたのでそのことは省略しまして、第一点お尋ねしたいのは、寄付金のことで重複するようになるかもしれないが、寄付金の大半が中央共同募金会に配分されているような形になっております。

その配分のことについて、今後やはりいままでのような形式でいけるのかどうか、その点について大臣のほうから、この改正を機会に、募金管理会がなくなつたわけですから、配分のあり方を

どういうふうに持つていこうとなさっているか、それをちよつと……。

○小林(明)委員 この法律の改正案では、その配分を郵政省でやりたい、こういうふうなことになるのであります。

○中野(明)委員 そうしますと、従来は、中央共同募金会のほうへ大半そのほうからの要請に基づいて配分しておつたようなことになっておりますが、今後は一切そういうことを御破算にして、郵政大臣のほうで一切の配分先を考えられる、こういうことでしようか。

○小林(明)委員 厚生省と十分連絡の上で、協議の上でそういうことをやりたいと考えておるのでございます。

○中野(明)委員 私個人の考えなんです、この寄付金の配分につきましては、どうしても郵政省がその機構を生かして相当力を注いでやらなきゃならないことになつておりますから、この寄付金を今後郵政事業の振興方面に、あるいは長年功勞のあつたそういうような人たちの福祉事業、そういう方面に配分し、使用される、そういうお考えはお持ちになりませんか。

○小林(明)委員 さような考えはありません。

○中野(明)委員 いまの審議で大臣のほうからもお話がありました、こういうことについては是非論は一般からも相当出ております。ですから、将来は廃止の方向に大臣としては検討されるというような意味のお話を聞いたのですが、そのところを、将来のことについても一度……。

○小林(明)委員 お年玉はがきにつきましては、もう長いこの実施によりまして、ある程度国民的に行事と申しますか、国民が期待を持つておりますから、このほうはいろいろ改善を加えて続けていくのが、これは社会の要望にも沿うんじゃないか。ただ、もう一つの他の用途のためにその間に出す寄付金つきの切手なりはがきなりの問題があります、こういうふうなものは、もうなるべくやめたいというふうな考えを持つております。

要するに、お年玉はがきに対する国民の期待

と、それから特殊な、たとえばオリンピックとか何とか、そういう特殊な催しのある際に寄付金をこれでもらいたい、こういうことの要望がありますが、こういうものはもう将来できるだけやめていきたい、こういうふうに分けて考えております。

○中野(明)委員 お年玉はがきも寄付金のあるのとなつて二通りあります、年末になりますと、こういう種類のものはがきを売りさばくのに、割り当てたとか何とかいうようなことまでじゃないと思ふのですけれども、一部では売りさばくのに相当苦心をしている、そういうようなことも聞くわけです。だんだん七円五分と八円五分の比率を変えてきておられるように思ひますけれども、来年あたりのことについてどういうふうな考えておられますか。

○小林(明)委員 これはこれからきめるのであります、大体のことはいたしましては、まあ前年の踏襲というふうなことになるのではないかと思ひますし、なお、この寄付金のつかないはがきに對してもいままでも賞品を出してある、こういうようなことはやめたらどうかという意見が相当強いのであります、せっかく寄付金のついたものを優遇するということどうかと思ひますが、そういう趣旨でそういうふうな改善をしたらどうかという意見が非常に強いので、私も検討しておるところでございます。

○中野(明)委員 大体のお考えはわかつたのですが、次にお尋ねしたいことは、お年玉として贈られる金品がございまして、それがいままでもどの程度——これは大臣じやなしに、局長でないとおわかりにならないと思ひますが、どの程度受け取りにこない人があつたかということを知りたい……。

○倉山(明)委員 賞品を受け取りにこない、つまり交付の割合でございまして、交付しました割合を申し上げますと、一等から五等まで分けまして、一等が取りにきましたものが六四・一％、二等が五四・九％、三等が四八・八％、四等が四九・九％、それから五等が四六・五％という数字になつてお

ります。

○中野(明)委員 これはどうでしょう、毎年同じような状態なんですか。年々減っているのかふえているのか。

○曾山政府委員 傾向としては毎年大体同じでございます。

○中野(明)委員 これは、せつかくお年玉としてそれだけの資格をもらつたわけですから、同じような傾向を毎年たどっているのではなくして、もう少し何とかその人たちに認識をさせるようなそういう方法を講じてこれたのかどうか。毎年同じような傾向だということで、そこら辺、遺憾に思ふのですが……。

○曾山政府委員 郵政省といましては、ボスター等で十分周知をいたしますし、また、特に交付の締め切り期限が七月二十日でございますので、それ前には大々的に新聞、ラジオ等を通じてキャンペーンをいたしておるつもりでございます。なお、このお年玉の賞品に對します関心もまだ不十分な向きがあるようでございますから、私どもといたしましては、今後その点を強めてまいりたいと思つております。

○中野(明)委員 やはりこういう数字の結果から見ましても、案外そういう金品が受け取られぬような向きもあるわけです。大臣が先ほどからおつしやつておられるように、そういうことについて一考を要するということですが、私もこの問題については、せつかくのそういうことが何もならなくなつてはいるようなことも考えられますので、今後検討していただきたい、こう思うわけであり

ます。
大半議論が終わつておりますので、私もとりわけお尋ねすることはございませんが、最後に、募金管理会の解散にあたりまして、いままではここに止めておつた職員の人たちのことについては、過日、森本委員からも御要望があつたように思ひますが、大臣のほうで今後の処置についてよく御検討いただきたい。そして、何年かそこにとめて、そこを自分の職場として生活のかてにし

てこれたわけですから、今後の身の振り方についてよく御検討いただいて、本人たちが将来も安心して生活できるように骨を折つていただきたい、このようにお願いしたいのですが、その点について……。

○小林国務大臣 御趣旨のように計りたいと思つております。

○中野(明)委員 以上でけっこうです。

○古川委員 田代文久君。

○田代委員 来たるべき参議院選挙で前郵政事務次官ですか、長田裕二さんが立候補される予定になつてゐることは一般に発表されてゐますね。その長田裕二さんの参議院の選挙運動について、これは郵政省は監督官庁でもありませんし、お尋ねしたいのですが、四月の二十六日と二十七日に……。(お年玉と関係あるか)と呼ぶ者あり)これはお年玉とも関係があるのですが、渋谷の公会堂で全国の特選郵便局長会の四十三年度の総会、それから生活協同組合総会があつたことは御承知と思ふのです。

この席上で、問題の長田氏——この長田氏は以前からいろいろ問題のある人物で、黒い霧問題のときに飛行機のただ乗りをやつたとかなんとかというので、くさいにおいが相当した人ですけれども、この人がこの会議に出席してゐる。そして、そのときに現在の西村参議院議員がこれに出て、私たちとしては非常に聞き捨てにならないようなことを盛んに言つておるのです。長田顧問については私と同様、限らない御支援を願ひたく、推して参上した次第であります——西村さんは病気が何かで議会は……。(「むち打ち症だ」と呼ぶ者あり)それでしよう。ところが、これに出席してゐるときはむち打ちでも何でもなかつたんです。首に巻いて出られたのだから。これは小林さん御存じでしょう。参議院の私と同様に、限らない御支援を願ひたく、押して参上した次第である、こういうようなことを言つてゐるところ、非常にこれはあれですね。
それから、これは小林郵政大臣が出席されて質

疑応答されたことも発表されてゐますし、小林さんもこれには無関係というわけにはいかないようですが、この質疑の前に、東京の新板橋の大竹という局長がこの長田裕二氏の万歳を三唱するといふことを緊急動議で出して、そして二千五百の参加者全員が長田氏万歳を三唱したといふのです。(「いいじゃないか」と呼ぶ者あり)いい、いいじゃないかという発言がありましたけれども、これはよくないですよ。これは明らかに選挙運動だと思ひますがね。こういう事前選挙運動を公然と内容としたようなこと、郵政大臣が出席した席上で、しかも全国の特選郵便局長会議でこういうことがやられることに對して、大臣は責任を感じられるかいなか、その御答弁をお願いしたいと思います。

○古川委員 ちよつと田代君に申し上げますが、決して発言を封ずる意思はありませんけれども、きようは法案の審議をやつておりますので、法案に關連のある程度にひとつお話しを願ひたいと存じます。

○小林国務大臣 私は、実はこれ、一切関知いたしておりませんから、責任があると思ひません。

○田代委員 関知いたしてはおりませんと言ひますけれども、政府としては、郵政局が監督してゐる公的なそういう郵便局長会議に出て、これはもう常識的に見ても歴然たる選挙事前運動であることは明らかです。それに対して、私は関知しないというふうなことをおつしやつても、これは世間は通りませんよ。はつきりこれは責任がある。

したがつて私は、これは佐藤首相がいづも言われるように、もしそれがことばどおりであるなら、はつきり、こういう世間の疑惑を招くようなことを對しては潔癖でなくちやならないというところを明確にされるということが、これは大臣としての任務であるし、また、それでなければ、現在の非常に疑惑の深まつてゐる世情に對して、私はますますそういうことを非常に深めるという結果になるんじゃないかと思ふのです。とにかく大臣、そういう逃げ答弁は、これは大臣にとつてもはなはだまずいんじゃないかと私は思ふのです。

さらにお尋ねしますが、昨年の十月から十一月にかけて、全国で郵政局単位の普通郵便局長会議が開かれてゐる。これはもう申し上げるまでもないのですが、東京の郵政局管内ではこの局長会議に次のような申し合わせをやつております。それは、職制を通じ長田裕二後援会を一人が五人ずつ集めるという内容であつて、これは文書になつておるはずであります。この決定に基づいて、それぞれ郵便局の職制は後援会員を集め、はがきを出してあります。そのはがきの内容というものが、だれだれという職制の名前で、職制の紹介で長田裕二後援会に入会していただいてありがとうございまして、長田は元気でがんばつてゐる、こういう内容です。そして、しかもこれは、そういうはがきを出すはがき代として千八百円ずつ現金を出してゐるといふのです。こういう事実を知つておられますか。

○小林国務大臣 先ほどの渋谷公会堂のことは、これは役所が關係した会合でありません。これは特定局長会という私的団体が主催をしてゐるのでありまして、ただ郵便局長が寄つてゐるといふことで、私は来賓として顔を出した、こういうことでありまして、あれは公的の会合ではありません。

また、いまおつしやるような、要するに、公務員というものは政治活動をしてはならぬ、選挙運動をしてはならぬ、こういうことになつておりますから、そういう事実があれば適當でない。もしあれば、注意をいたさなければならぬし、よろしくない、こういうふうな思ひます。

○田代委員 そうすると、こういう事実が全然御存じないのでしょうか。

○小林国務大臣 私は存じません。

○田代委員 次官なんかもこれは御存じないですか。

○高橋(清)政府委員 存じません。
○田代委員 そうすると、郵政局関係の方も御存じないといふことですか。そういう御答弁でしよければいい。しかし、事実こういうのはがきが現

案に出されて、しかも、これははつきり千八百円という金を回してあるのです。もし御存じなければ、私は早急に——これはゆゆしい事態であると思うのです。こういうことをやられては、これはたまたまのものではないのです。これは自民党にとりましても、あるいは郵政局にとりましても、こういう選挙運動がやられるということが許されるかどうか。現在、特にわれわれは非常に清潔にしてやらなければならぬというときにですね。

ですから、これはひとつ責任を持って調査して——私はちゃんと握っていますけれどもね。これはひとつ郵政省のほうで調べて、そうしてはつきり、どういう処置をなさるか、なさったかというところを次にお尋ねする機会を持ちたいと思います。

以上で終わります。

○古川委員長 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後二時二十九分開議

○古川委員長 これより再開いたします。

お年玉つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。金丸徳重君。

○金丸徳重君 本件につきましては、前回及び本日午前中の質疑によりまして相当詳しく疑点がただされておりますから、あらためて私の伺っている分はございませんが、しかし、若干大臣のお答えの中で気になることも一、二ありますので、その点明確にしておきたいと思っております。

前回の御答弁及びびけさの小澤委員の質問に対する御答弁の中で、これは私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、お年玉ではなくて、年賀郵便制度そのものについても検討しなければならぬ時期がきた、こういうふうなお考えのように入閣されたのでありますが、この点はいかがでござい

ざいますか。

○小林国務大臣 私が申し上げたのは、存続そのものでなくて、さしむきこの運営についての検討をいたしたい。たとえば、いま寄付金つきと寄付金のつかないものと両者に対して同様な賞品をやっておりますが、つかないものには賞品等はやめるようなことはどうかというのをいま検討してもらっております。

○金丸(徳)委員 それでよくわかりました。

私も実は年賀郵便そのものについては、たとえば、港間には虚礼廃止というように対象にされた場合もありまして、特に最近の実例としては、たとえば一月一日という消印を省略する、あるいは印刷しておく、あるいは年賀郵便というのにかかわらず、これは事務の都合にもよることだと思ひますけれども、年のうちに配達してある。ことしあたりどうだったか知りませんが、喜ばれに持つていってもよろしいかというような了解を求めにきて受け取ったような例もありますし、それからもう一つは、かつての年賀郵便というのは二十八日か二十九日まで引き受けて、いかに年賀郵便らしいものを持つておつたのでありますが、最近ではなるべく受付時間を繰り上げて事務の渋滞しないような方法をとるといふようなことからいたしまして、何か年賀郵便というイメージが薄ら

いできたような気がしないでもありません。そこで私は、そういうような幾つかの事象にかんがみまして、大臣はこの根本について何か考えておられるのじやないかというように気がして心配をいたしましたのであります。もしまたそうであるとしめるならば、これは相当前からそれらしく世間に訴えておかなければならぬと、現地に於ける取り扱ひ者などの心がまえの上にも大きく響いてくるであろうかと思つたのであります。この点はもう一度念のため、これは存続はするのだ、内容については考えなければならぬものがあるかもしれないけれども存続はするのだというお考えであることを明確にしておいていただきたい。

○小林国務大臣 これは国民の間に一つの定着した制度でもありますので、存続をいたします。ただ、いまお話しのように締め切りがあまり早いなというのには私は問題だと思つた。

これはやはり役所としては、年末闘争などを考へて、急にえらい迫つて混乱しては困るというところ、ある程度繰り上げてあるかもしれないけれども、私は、これはやはり早すぎ、あまり早く年賀郵便を締め切るなどということは実情に合わない、いま二十五日のようであります、これらについてももう少しやはり締め切りを延ばすようなことも考へてはどうか、これは全体の従業員の考へ方にもよりますが、さうなことも考へてある。いま仰せのように、あまり早く締め切るの年賀郵便らしくない、こういうことも私は意見がある、かように考へます。

○金丸(徳)委員 そこで、もし存続するという根本的な考へであれば、次のお尋ねになるのであります。最終後特にお年玉はつきりという制度を取り入れて以来、年賀郵便の伸びというものは非常に目ざましいものがあるものであります。この両三年だけ比べてみても非常に伸びてあります。特に四十一年から四十二年の伸びというものは、これは十何%になりましたか、そういうような伸びを見せられておられます。まことに取り扱ひ者としても張り合ひのあることだろうと思ふのであります。この傾向というものは今後さらに続くところになつておるのであります。たとえば本年度の予算、計画などについてはどの程度の伸びを見られるのか。また、今後五年くらいの間にはどの程度に伸びていくとお考えになります、そういうお考えに沿つていろいろの業務運営の基調を計画されておると思ひますが、お伺いをしておきます。

○小林国務大臣 概括的に申せば、私はそうこれから著しく伸びていくとは思ひません。もとに四十二年度、四十三年度を見ておきますと、どうも私製はがきが相当に減つてきておる、こういうふうな傾向を見せておるのでございまして、

官製はがきは売り切れておる。ところが、このほかに毎年相当な私製はがきを出しておつたのがありますが、いまの様子ではこれがふえないという、あるいは減少しておるのじやないか、こういうふうには私は思つております。

○金丸(徳)委員 そうしますと、大体十四億五千万、これが若干伸びていつて、将来二十億程度で天井へつかえるというふうなお考えのもとにこの制度をごらんになつておるのであります。これは業務運営の基本にも影響してくることだろう、そういう見通しは非常に大事だと思ふので、この際伺つておきます。

○曾山政府委員 物数の伸びでございますが、ただいま御指摘になりましたように、お年玉つき年賀はがき並びに寄付金つき年賀はがき、この両者につきまして、特に前者のお年玉つき年賀はがきの物数は毎年順調に伸びてきているわけでございします。たとえば官製の年賀はがきの発行枚数は四十一年度におきましては十三億枚でございましたが、四十二年度においては十四億五千枚、この資料の二十八ページにあげておりますように伸びております。ところが、一般の物数におきましてはさうに伸びておりません。先ほどからお話がございしますように、年末におきまして、あるいは年始に際しまして、お互ひに年賀はがきを交換し合うという風習は今後も御指摘のような割合で伸びていくと思ひます。したがつて、二十億枚くらいになるだろうというお話でございしますが、将来そういう日は必ずくるといふぐあいに思ひます。

ただ、それにつけても、御指摘になりましたような施設、要員等の裏づけの配慮は十分私どもとしてやらなければならぬと考えますので、あまりにもこれをよけいに助長いたしませんので、逆に私どもが苦しむといふことにならぬような配慮はしていかねばならぬと思つております。

○金丸(徳)委員 年賀はがきの伸びは今後もやはり続くであろうというお見通し、私もそういうふうな気がいたしておるのであります。ただ、この官製年賀はがきがふえた中には私製年賀はがきが

減っている分が入っている、こういうような御見解のようです。これは数が証拠立てるわけですからそうであると思います。

ただ、そういう場合において、年賀はがきというものが社会一般の景気の動向によつて動いておるのか、それとも、そうではなくて、年賀はがきそのものが内包してあるところの性質によつて伸びているのかどうか、この点についてどういう見解を持っておられるか。

この数字で見ますれば、高原景気であるとか神武景気であるとか、あるいはなべ底景気であるとかいうような世間の景気には影響されずじつと順調に伸びていっているように思われる。もしそうであるとしむと、この伸びというものは、景気のいかんということではなくて、何か年賀はがきそのものが持つておるところの世間に訴えるもの、あるいは効果というか、そういうものにかなり影響されておるのではないかとも思われる。この辺はどういうふうな考え方ですか。

○曾山政府委員 先ほどは官製の年賀はがきのことについて申し上げましたが、御指摘のように、私製の年賀はがき、それからいまだお年玉つきでない一般の官製はがきを利用しての年賀はがきがそのほかに出てゐるわけでございます。

四十二年を例にとつてみますと、十四億五千万枚のほかに一億三千万枚、つまり十五億八千万枚という数が年賀はがきの総数でございます。したがつて、ただいま説明いたしましたように、このお年玉つき年賀はがきは、言うならば、一般に日本的な伝統のもとに育つておりますところの年始交換という美風の一つのあらわれかと思ひますので、確かに、金丸委員たぐいま御指摘になりましてとあり、今後は景気に左右されるという割合よりも、むしろ景気そのものにはそう左右されないで、一般的な私的通信の交換という形で伸びていくというぐあいに私は思ひます。

○金丸(徳)委員 年賀郵便というものがそういうふうな原因を持ち、順調に伸びていくとしますれば、生活程度なり交友の範囲が広がるに従つて、

かなり今後長い間に向かつてこれは伸びていくのではないかと、伸びの足取りは、かりに多少縮まらにいたしても伸びていくのじゃないかというふうにお考えになります。したがつて、これはもう定着してあるばかりでなくて、ますます広がり、利用される方向に向かつてゐるのじゃないかと思ひます。

そこで次のお尋ねに移るのでありますが、年賀郵便がどのように発展してきた、それに一つ拍車をかけるというんですか、そういう方向へ向けたのには、終戦後の、非常におもしろい思ひつきだつたといふから思われるところのお年玉つきという制度がたいへんよかつたのじゃないか、こう思われるのであります。大臣、これはどう御感想なさいますか。二十四年お年玉つきはがきを送り出して以来、やがて二十年になるのであります。これを考えますという、非常に見識にひとしいものであつたかもしれせん。しかし、終戦当時のあのかき切つた世相の上に若干の潤いと若干の楽しみを持たしたことは確かである。そういう潤いなり楽しみなりというものが年賀郵便そのものに反映していつて、それに拍車をかけて、いまだうな非常に世間の世相、景気というものは別個の歩み方をしてきたのじゃないか、こんなふうにお考えなされるのであります。大臣の御見解はいかがですか。

○小林國務大臣 これは全くお話しのとおりだろうと思ひます。

ごくささやかな賞品でも、正月早々ささやかな夢を国民に与える、こういうふうな作用もしてゐるのであります。お話しのようなことでありうと存じます。

○金丸(徳)委員 そうであるとしむすならば、次には、やはり年賀を存続し、さらにその将来の発展を期待するということであるとしますが、それがさらにお年玉つきというものによつて一そうそれに拍車をかける、あるいは利用者を増してくるとしますならば、お年玉つき年賀制度というものは、これからのいろいろのくふうをしなから統

けていかなければならぬように思われるのであります。

ただ、景品そのものなんかについていろいろの世評を受けるようなこともあつたやうであります。それは方法論の誤り、あるいは不足であるかもわからない、それらについて十分考へていかれるならば、この制度というものは相当に将来を期待し得るのではないかと、そしてまた、そうであるとしむすならば、一そうそれなりのかまへを持つて業務運営に力を注いでいかなければならぬ、重点を置いていかなければならぬように思うのであります。いかがですか。

○小林國務大臣 全く同感でございます。

○金丸(徳)委員 大臣、同感とおつしやつたのですが、そういうお考えであるならば、これについて何か具体的な対策というものをもちこたへておられるか、この際この法律に関連して私のお伺ひいたしたいのはそれでございます。いかがですか。

○小林國務大臣 四十四年度のことは、実はいろいろ検討しておりますが、これから郵政審議会等にもおかけしてまとめていきたい、こういうことでございまして、先ほど若干申し上げました、この改善等については寄り寄り相談をいたしておる、それで話しのような効果をあげたい、かように考えております。

○金丸(徳)委員 現段階においてはそういうお答えをきり、あるいはできないかもしれせん。しかし私は、やはり相当お考えを突き進めておいていただきませんと間に合わないのじゃないかというふうな気がいたしてなりません。

そこで本題に入るわけですが、お年玉つき年賀制度を取り上げますときには、寄付金のほかにむしろ重点が置かれておつたやうであります。これはこの数字がよく示してゐるのであります。これも当時の世相からいまして、たいへん世間のかつさいを博したということでありまして、先般来のお尋ねの中に出てきたことであります。が、寄付金というものは、郵政省で扱うのはわづ

らわしいからもうやめたらどうかというお考えもあるやうであります。大臣もまた、これについてはむしろそのほうがいいとお考えになるやの口吻も漏らされておるのであります。しかし、この制度の創始が、むしろ寄付金つきということから始まつたという歴史にみましても、軽々にこれはわづらわしいからやめようとか、あるいは厚生省のお先鞭をかつぐだけにすぎないからやめだといふことにはならないのではないかと、私はこう思ひます。この点はいかがでございませうか、大臣のお考えをはつきりさせておいていただきた。

○小林國務大臣 これは午前中もお話があつたやうに、社会事業その他に分けることが郵政省の本来的仕事か、こういうふうな御質問もあつたのであります。これはとにかく集めることは、郵政省がやれば一番便宜に、また国民に苦痛も与えないで集まる、したがつて、集まつたものをどうするかということになれば、いろいろ方法はあろうと思ひますが、これは本質論よりか便宜論として、郵政省も地方機関もあり、また自分が配分等にも関与するということになれば、したがつて切手、はがきの売れ行き等についてもまた相当な刺激になる、こういうことからいたしまして、本質的にはむしろ多少の議論はあります。しかし、郵政省でひとつこれをやたらにどうかということ、この案をお願いしてゐるのであります。

○金丸(徳)委員 実は、こういうお尋ねをするのは若干の理由がある。

たとえば、保険の積み立て金の運用でありますとか、あるいはまた、いまでも問題になつておるところの郵便貯金の貸し付けも、郵政省の自主賃し付けをしたほうがよろしいではないかといふやうな意見も世間には相当ある、にもかかわらずそれがとかく大蔵省方面の自由になつてゐる。歯がゆいように感じてゐるものは私だけではないと思ひます。元来、郵政省がやつたほうが効果的であり、世間にもはやされる、同感を得るであらうところのものでさえもやれない、そ

り中において、厚生省がやるころの慈善事業なり、あるいは厚生事業なりのほうにまで手を伸ばすということは、あるいは少し行き過ぎだと思ふのです。そこまでする必要もいんじやないかという意見もあるかと思ふのであります。

しかし私は、現場においていろいろ苦労をしてゐる人たちの気持ちを考へてみますと、こういう寄付金などの運用を通じて世間との接触をはかつていく、そして、特に社会制度、社会保障などにつきましても接触をはかつていくということは、決してむだではない、こう思ふのであります。これはいかがですか。

○小林国務大臣 お話のような考え方からこれは郵政省でひとつやりたい、こういうことで、いろいろな議論はあります。厚生省にも非常な議論がありますが、話もなかなかむづかしかったのであります。かようなことでひとつお願いしたいというところでございます。

○金丸(徳)委員 そういう意味におきまして、この案が私どもも内容その他につきましては若干の疑義を持ちながら、これの改正につきましては賛意を表したいのであります。

そこで、私の最後のお尋ねになるのであります。大臣は今度郵便番号制度を施行なさつた。非常な決意を持ってやられるように準備を進められておるうちに聞いております。私は、いまのような状況の中におきましては、こういう方法もとらなければあるいは切り抜けられないのじやないかとも思ふのであります。しかし、この番号制度はかつて失敗した、何かしり切れトンボになつてしまつたというようなことがあります。今度再びその轍を踏んではいけません。それだけに、今度やられる場合においては、もう徹底的に宣伝し、徹底的に準備をして取りかかる必要があるのではないかと、こう思ひます。

そこで、ことし四十三年度末に売り出すところの年賀郵便というものも、それに役立つようなくふうをこらしながらやる必要もあるかと思ふのであります。常時は別といたしまして、ことし

の暮れの年賀郵便は、たとえば、はがきの三分の一程度のものは切り取つてそのまま名刺がわりに住所録に張りつけておくとか、差しはさむというやうなことでできるやうなことにし、それに番号をつけてやる、こういうことも、私は利用者の了解を得ることはもちろん前提とするわけでありすが、この際は大事なことでないかと思ひます。

もう一つさらにそれから進んでいつて、来年のお年玉というものはすべてそれに集中するんだ、テレビだの何だのということは言わぬで、住所録をみんな配つてやる。百枚以上買つてくれた者にはといひますか、住所録をはさむところのものを特別こしらへてお年玉に出してやる、それくらいの方法を講じておきませんと、この番号制度というものの徹底は期しがたい。そして、もしこれが失敗いたしますと大混乱を来す、こう思ふのであります。

こういう点は、少しこの問題について行き過ぎたことであるかも知れませんが、これに関連してあらゆる方法を講じておかなければいけない。たまたまお年玉で相当いろいろ意見があるというときでありますから、一挙両得の案と了承いたしますが、いかがでありますか。

○小林国務大臣 これは非常に適切な御意見だと思ひます。次の年賀はがき等にも活用してやることを検討したい。ことに、今度のはがきにはワクなどを初めからつづけることを考へたらどうか。郵便番号を書けるワクなども初めから印刷したらどうだというふうなことも思つております。

要するに、前は何々局区内というのは局内における人手の区分に役に立たせよう、こう思つてやつたのでありますから、いつでもこれは交代できたのであります。今度自動読み取り区分機という八千万も九千万もかかる機械をここに装備しよう、こういうことでやつておりますから実は交代できない、やり通す以外にはない、こういうふうな決意をもつてやつておるのであります。前回とは全く違ひ。すなわち、もう機械化の

中心をなしてゐる、こういうことでございます。私どもはこれこそは不転転の気持ちでもつてやらざるを得ない、したがつて、郵便事業その他においても、そのことをひとつ国民に徹底させることについてはあらゆる手段を尽くさざるを得ない、かように考へております。

お話しのようなこともひとつ十分参考にしてまいりたい、かように考へております。

○金丸(徳)委員 時間が参りましたので、私のお尋ねは以上で終わります。

○古川委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○古川委員 これより討論に入るのであります。申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案について、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古川委員長 次回は、来たる十五日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

昭和四十三年五月十六日印刷

昭和四十三年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局